

議会活動・議員定数等及び
経費の検証に関する報告書

平成30年3月

常総市議会議会改革特別委員会

1 はじめに

地方自治の一翼を担う議会は、民意を反映する合議体として重要な責務があり、議会・議員の果たすべき役割も年々大きくなってきています。

常総市議会としては、これまでの議会改革の取り組みと関東・東北豪雨の被害による当市の財政状況を踏まえ、市民とともに議会と議員の果たすべき役割について考える上で、議会活動・議員定数等及び経費を検証することも避けて通ることはできません。

これらを踏まえ市議会が、議会活動・議員定数等を自律的に決定し、市民に分かりやすく示していくこと、さらには、議会をとりまく様々な状況の変化に適宜・的確に対応し、円滑な議会運営を行うことが必要であることから、平成28年2月定例会議（3月16日議決）において「議会活動・議員定数等及び経費の検証に関する事項」を調査・審議することを目的に議会改革特別委員会が設置されました。

当委員会は、これまでに通算14回にわたり、先進地視察や議会事務局の説明を求め、慎重に調査・検討を重ねてまいりました。

本報告書は、その結果をまとめたものです。

2 組織及び目的等

(1) 設置年月日 平成28年3月16日（平成28年2月定例会議）

(2) 名 称 議会改革特別委員会

(3) 目 的 議会活動・議員定数等及び経費の検証に関する事項

(4) 委員構成（委員8名）

委員長	中	村	安	雄
副委員長	堀	越	道	男
委員	坂	野	茂	実
委員	小	林		剛
委員	中	村	博	美
委員	関		優	嗣
委員	坂	卷	文	夫
委員	茂	田	信	三

(5) 期 間 平成28年3月16日から平成30年3月22日まで

3 会議経過

回数	日時	案 件	協 議 内 容
第1回	平成28年 3月16日	1. 正副委員長の互選	○委員長 中村安雄 ○副委員長 堀越道男
第2回	4月13日	1. 協議内容の確認 2. 今後の進め方について	○大項目として、「議会活動について」協議することで決定。そのうち、小項目に「本会議に関する事項」、「委員会に関する事項」、「議員全員協議会に関する事項」、「情報公開に関する事項」、「その他」を設け協議することで決定。
第3回	6月15日	1. 協議事項の確認	○前回決定した小項目の内容について協議。 【決定項目】 ・「本会議に関する事項」 ①議長指示の遵守徹底。 ②質疑及び討論の際、時間制限は設けない。 ③通告を行わない討論の場合、挙手する際に賛否の意思表示を示したのちに議長の指名を受ける。 ・「委員会に関する事項」 ①委員会での表決後、委員会内において委員長は意思表示をするものとする。 ・「議員全員協議会に関する事項」 ①質疑回数制限は設けず、議長の整理権による。
第4回	7月20日	1. 議会活動及び議員定数 についての協議	○議会基本条例の先進地を視察することで決定。(取手市議会) ○議員定数については、引き続き協議。
第5回	10月24日	1. 議会活動についての協議	○議員報酬及び政務活動費について協議。
第6回	11月2日	1. 議会基本条例について (視察)	○議会基本条例について取手市役所にて研修を実施 ①条例制定の経緯 ②条例制定の際のパブリックコメントの実施の有無及び結果 ③条例に規定された議員の役割と活動内容 ④議会報告会の状況について ⑤制定前と制定後の市民の反応について ⑥今後の課題・問題点等
第7回	平成29年 1月24日	1. 議会活動についての協議	○議員活動について 【決定項目】 ・議会基本条例の制定と議会報告会の開催について →今回の当委員会では見送る。(機運が高まった際に再度改革協議の中で議論することとする。) ・政務活動費の旅費・交通費(交通費・宿泊費)の考え方について →原則、領収書添付を義務化し、実費支給とする。 ○本会議に関する事項 ・ペーパーレス化(タブレット端末導入等)につい

			<p>て</p> <p>→導入に向け前向きに検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採決システムについて <p>→「棄権ボタン」の取り扱いについては、議会運営委員会に諮ることとする。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し合わせ事項の見直しについて（配布資料の取り扱い） <p>→会議における資料配布の許可権限については、申し合わせ事項の「議会運営委員会に諮る」箇所を削除し、会議規則に則り「議長又は委員長の許可で資料を配布することができる」こととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会の委員構成について <p>→1期の議員は除くものとし、引き続き協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより編集委員会の取り扱いについて <p>→引き続き協議する。</p>
第8回	2月16日	1. 議会活動及び議員定数についての協議	<p>○議会運営委員会の委員構成について</p> <p>【決定項目】</p> <p>→議会運営委員の選任については、2期以上の議員をもって構成する。</p> <p>○議会だより編集委員会の取り扱いについて</p> <p>→議会だよりを議員自らが作成することにより、委員会の開催日数の増加も考慮し、常任委員会とする。</p> <p>○政務活動費の旅費・交通費（交通費・宿泊費）の考え方について</p> <p>→原則、領収書添付を義務とし、実費対応とする。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬について →現状維持とする。 ・議員定数について →引き続き協議する。
第9回	4月10日	1. 議員定数についての協議	<p>○議員定数について</p> <p>→引き続き協議する。</p> <p>（議員定数の根拠を明確にすべきであるとの理由から、次回特別委員会において各委員より意見を聴取）</p>
第10回	5月10日	1. 議員定数についての協議	<p>○議員定数について</p> <p>→各委員より意見聴取を実施。今後も引き続き協議する。</p>
第11回	6月12日	1. 中間報告のとりまとめ	<p>○中間報告（案）の協議を行い、承認を得た。</p>
第12回	10月30日	1. 陳情についての協議	<p>○平成29年8月定例会議時に提出された「陳情第2号常総市議会議員定数削減の陳情について」の審査</p> <p>→次回会議にて委員会の意志を決定する。</p>
第13回	12月11日	1. 陳情についての協議	<p>○平成29年8月定例会議時に提出された「陳情第2号常総市議会議員定数削減の陳情について」の審査</p> <p>→採決を行った結果、賛成少数により不採択と決定したため、11月定例会議第17回会議において、特別</p>

			委員長報告を行った。 (参考：第17回会議において、賛成少数により不採択)
第14回	平成30年 3月5日	1. 最終報告について	○最終報告（案）の協議を行い、承認を得た。

4. 提言

次のとおり、議長へ提言します。

① 議会活動について

本会議に関する事項

- ・ 質疑・討論は、簡潔・明瞭に行うこととされており、時間の制限については、議長の整理権に委ねることとする。
- ・ 通告を行わない討論は、挙手の際に賛否の意思表示をしたのちに議長の指名を受けることとする。
- ・ 行政の複雑化、高度化に伴い、会議で配布される資料も増大しており、様々な資料が数多く提供されており、議員もその資料整理に苦慮している現状にあることから、膨大な資料の省資源化・省力化や審議の効率化を推進するため、議会関係資料のサーバー管理及びタブレット端末による閲覧システムの導入に向けた検討を議会運営委員会等で行うこととする。
- ・ 現在導入している採決システム「棄権ボタン」の取り扱いについては、議会運営委員会に諮ることとする。
- ・ 携帯電話その他の電子機器は、電源を切るかマナーモードにする場合に限り議場内へ持ち込みを可とする。
- ・ 携帯電話その他電子機器を当該会議の目的で使用しようとする場合は、議長の許可を得ることとする。

委員会に関する事項

- ・ 委員長は、付託された案件の採決後、当該案件に係る自らの賛否の意思表示を行うこととする。
- ・ 議会運営委員会委員の構成については、2期以上の議員をもって構成する。なお、調整が必要なときは、正副議長及び各会派代表者の協議によって決定することとする。
- ・ 議会だより編集委員会は、次期改選後において、常任委員会として位置付けることとする。

議員全員協議会に関する事項

- ・ 質疑回数制限は、議長の整理権によることとする。

② 議会基本条例の制定及び議会報告会について

- ・ 議会基本条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民並びに市長及び他の執行機関との基本事項を

明らかにし、議会の最高規範として制定するものであることから、引き続き、議会全体で慎重に議論を重ね、また、近隣自治体の制定状況や経緯等を調査・研究することとする。なお、必要な場合は、次期改選後の議会においても、これを継続することとする。

③ 政務活動費について

・旅費、交通費（宿泊費）は、実費を支給対象経費とし、領収書添付を義務づけることとする。

④ 議員報酬について

・議員の職務・職責は、ますます煩雑多様、多忙化しており、十分な議員活動をするためにも、議員報酬は現行どおりとすることとする。

⑤ 議員定数について

・議員定数に関しては、継続して審議中の平成29年8月18日に、「常総市議員定数削減の陳情について」が提出されたことから、当委員会において採決を行った結果、不採択となり、また、本会議においても不採択の議決となっており、現状の22名とする。

なお、各委員の意見には、「現状維持」・「削減」それぞれあったが、前回平成23年の適正化を尊重すべきである、また、地域住民の意見を拾い上げる力や常任委員会等の審議力低下につながる等の意見が多数を占めた。

5. むすび

本委員会では、議会改革について14回に渡っての協議を重ね、議会のあり方を見つめなおしてまいりました。

現在の市議会議員の任期は、平成31年4月30日で満了となりますが、ここにまとめた議会改革への提言が改選後の議会に引き継がれ、継続して議会改革を推進し、議会運営の一層の充実と、市民福祉の向上、市政発展に寄与することを期待するものです。最後に、この間の各関係者の貴重な御意見、御提言に、心から感謝と敬意を表し、議会改革特別委員会の報告といたします。